[120]

氏 名(本籍)	
学位の種類	博士(法学)
学 位 記 番 号	博 甲 第 5995 号
学位授与年月日	平成 24 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審查研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	株主の情報収集権 - 株主の請求に基づく情報の開示に関する一考察 -
主 査	筑波大学教授 弥 永 真 生
副	筑波大学教授 博士(法学) 大野正道
副查	筑波大学教授 博士 (法学) 徳 本 穣
副查	筑波大学准教授 博士 (法学) 木 村 真生子
副查	法政大学教授 修士 (法学) 柳 明 昌

論文の内容の要旨

審査対象論文は、比較制度の対象として、アメリカおよびドイツを選択して、会計帳簿書類・資料、取締役会議事録、株主名簿の閲覧謄写請求権及び株主総会での取締役の説明義務を情報収集権という概念でくくり、上場会社株主が取得できる会社情報のあるべき方向を検討したものである。

まず、第1部アメリカについては、以下のような分析を加えている。すなわち、思想的な背景として、株主が会社を所有するという考えと、取締役は株主の代理とする考えが併存している中で、アメリカの書類記録調査権は、コモンローによって正当目的が認められれば請求を認められていたが、19世紀後半には、制定法上、株主に絶対的な権利を認めるようになった。他方、株主名簿調査権は、主に株主総会での議決権に関し活用されていた。20世紀前半になると、株式が分散し、実質的に株主が会社の所有者として機能していない中で、法定開示事項が重視されるようになり、さらに、上場会社においては調査権が認められない事例がみられた。制定法は、1930年代には、多くの州は、正当目的がある場合に調査を認める方向に制限し、株式所有条件を付する傾向がみられるようになった。他方、株主名簿調査権は、正当目的を示す必要を要求する方向に制定法は変化し、判例上、他の訴訟遂行や経営方針についての意思疎通のための目的が認められた。現代では、機関投資家が大きな影響力を持ち、株主の立場はより相対化したが、書類記録調査権は、正当目的に基づき契約や財務記録一般にまで広範に認められているが、取締役会議事録は、他の書類の調査に比し秘密保持の観点で厳しい審査が必要とされている。株主総会における取締役の説明義務は、法律上の義務ではないが、実務上認められている状況である。

第2部ではドイツについて検討を加えているが、ドイツでは、アメリカとは異なり、株主には、会社の有する書類の閲覧謄写請求権は認められておらず、1870年に初めて株主総会への貸借対照表開示義務が規定される一方で、19世紀末には、株主総会での株主個人の解説請求権を否定する裁判例が現れるなど、株主の情報収集権に対して、法律および判例は消極的な態度を示していた。しかし、1937年に、株主総会の権限の縮小とその反対として株主総会での株主の解説請求権が導入され、さらにそれを改善する方向で1965年株式法が制定された。他方、株主名簿閲覧謄写請求権は、1965年株式法改正によって導入されたが、

2001年に上場会社に関しては削除され、個人の登録情報確認ができるのみとなった。

第3部では、日本における、株主の情報収集権をめぐる立法の推移及び裁判例の分析を行っている。第2次世界大戦までは、計算書類および株主名簿についての株主の情報収集権が中心となっていたが、昭和25年改正により、アメリカ法の影響を受け、新たに導入された取締役会の議事録や会計帳簿書類の閲覧謄写請求権が認められた。会計帳簿書類の閲覧謄写請求権は、活用されることは少なかったが、平成5年に行使要件としての持株比率が1/10から3/100に引き下げられ、現在に至っている。会計帳簿資料閲覧謄写請求権に関しては、対象書類等の種類限定の要否、対象書類の特定の要否、競業関係のある場合の拒絶の可否等に関し議論がなされている。取締役会議事録閲覧謄写請求は、公表された事件は少ないものの、ゆすり等の対象としての権利濫用防止と秘密保持の目的から、昭和56年改正により、株主の権利行使のため必要であること、裁判所の許可を得ること、会社等に著しい損害を生じる虞のあるときは、裁判所は許可しないという要件が付加された。また、昭和56年改正により、株主総会における取締役の説明義務が、株主総会の適正運営を図るという観点から、ドイツの解説請求権等を参考に明文化された。他方、株主名簿の閲覧請求権については、名簿屋への株主名簿の売却と個人情報の保護の観点から議論され、会社法制定にあたって、会計資料閲覧謄写請求権と同様の拒絶事由が制定されたが、これをめぐっては、立法論的に疑問が投げかけられており、裁判例も縮小的に解釈する傾向がある。また、振替株式化により、株主名簿閲覧請求権の実効性が失われているという問題点が認められる。

これらの調査・分析を踏まえて、我が国では、株主の選任に係る監査役制度を充実させてきた点から、株主が直接経営者を監督するアメリカとは異なるガバナンスが考えるべきであると主張する。具体的には、より制限的に情報の収集は認めるべきであるとし、会計帳簿資料の閲覧謄写請求権については、上場会社にあっては、証券市場での開示情報が充実していることから、殊に会計帳簿資料の閲覧謄写請求に関し、株価算定等で閲覧の制限をかけることが妥当と考えられるとし、第三者の起用による情報漏えい防止策を講ずるべきであるとする。また、秘密保持という観点から、アメリカでも厳密な審査が求められる方向にある取締役会議事録の閲覧謄写請求権を厳格に運用すべきであるとし、株主名簿についても、閲覧謄写請求の拒絶事由を定め、株主の閲覧謄写請求権の明確化を図っている現行法の下でも、濫用的な請求も考えられるとして、株主の意図の確認の手法としての裁判所の活用が望ましいと論じた。

審査の結果の要旨

審査対象論文は、株主の情報収集権について、上場会社を念頭に置いて、会社法、金融商品取引法および証券取引所の規程によって、多くの会社情報を開示している現状をふまえ、株主が、会社に対してさらに情報を取得する権利を概括して検討することで、それらの権利のあるべき方向を検討しようとしたものである。

比較制度の対象として、ドイツおよびアメリカを選択し、裁判例および文献を分析し、歴史的展開に留意 しつつ、両国の差異は、監査役制度を有するドイツと、監査役制度を持たないアメリカという点で、ガバナ ンスにおける情報の流れが異なること、証券市場が早期から活発だったアメリカと、後発のドイツとで株主 のあり方が異なること、さらに、主に制定法により法制度を構築するドイツと、制定法とコモンローとの組 み合わせによるアメリカというアプローチの差異があることなどに起因するとまとめている。

審査対象論文は、第1に、比較制度対象国の、19世紀以降現在に至るまでの主要な裁判例・立法を調査対象とし、それらの期間をカバーする主要な文献を渉猟し、分析を加えた点で、評価することができる。また、実務家としての経験を背景とした問題意識をもって、他の方法で情報を収集できる「上場会社の株主」にとっての情報収集権のあり方に絞り込もうとした点でも独創性が認められる。

第2に、株主の情報収集権については、英米における会計帳簿閲覧請求権やドイツにおける解説請求権の

ようにわが国においてすでに十分と思われる程度の詳細な先行文献が存在するが、それらは、いわば、資料を収集しやすい題材に特化したものである。これに対して、審査対象論文は、株主の情報収集権として主要なものと考えうるものについて、網羅的に、比較制度を行い、また、日本における展開を追ったものであり、当該国の資料等が入手しにくい株主の権利についても最善の努力を払っている点で高く評価できる。たとえば、アメリカにおける株主総会での説明義務・株主の質問権については、これまで、わが国で裁判例を網羅的に検討しようとしたものはなく、アメリカの文献でも、ごくわずかに、簡略に触れられているのみであるが、審査対象論文ではその位置づけを明らかにしようとしている。

第3に、わが国における、ややテーマ特化型の先行研究の公表は、約20年ぐらい前に終わっており、最近のドイツやアメリカにおける動向については、ほとんど調査・分析がなされておらず、審査対象論文は、この20年ほどの動向を埋めるという意味で意義を有するものと考えられる。

しかし、審査対象論文には若干の不十分な点があることも指摘しなければならない。

第1に、株主の情報収集権は、沿革的にも機能的にも異なった性格を有しており、これらを止揚するという観点からは物足りなさが残る。すなわち、異なる情報収集権についての分析・検討を統合し、およびその相互関係を明確にするという試みはまだ途上であるという印象を完全に払しょくすることができない。

第2に、第1点と関連するが、株式市場の発展や監査役制度の存否などドイツおよびアメリカの相違をもたらしている原因についての着眼は高く評価できるが、それを十分に裏付ける証拠を示すことができていないようであり、発想にとどまっている面は否定できない。さらに、日本への示唆を得るという点についても、日本とアメリカ・ドイツの株式会社を取り巻く環境についての分析が必ずしも十分にできていないため、手放しで満足できるレベルには達していない。

第3に、日本法の今後の課題についても、十分な統計などが存在しないという不利さはあるものの、実証的研究などを併用して、より掘り下げ、また、多様な利益に目配りをするということがさらに求められそうである。

以上に加えて、比較制度に重点をおいたためか、やや、日本語としてこなれていない部分があり、この点 の改善が必要であるように思われる。

もっとも、これらの課題は残っているものの、審査対象論文は、アメリカとドイツの制度について、現在 に至るまでの変遷をていねいにたどり、先行研究には見られない網羅的な研究となっているし、この論文を 基礎として、さらに、深めていくことが可能なものである。また、示された日本の制度についての整理と明 確な理解ならびに企業実務からの視点も随所にみられることも併せ鑑みると、審査対象論文は、著者が、法 律学の分野について、高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍しうる高度の研究能力とその基礎 となる豊かな学識を有することを示すものであると評価できる。

論文審査委員会による最終試験を平成24年2月13日に実施し、全員一致で合格と判定した。 よって、著者は、博士(法学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。